

企画競争説明書

業務名称：エジプト国エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト

案件番号：19a00543

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年10月9日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年10月9日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：エジプト国エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - () 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年12月 ～ 2022年1月

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 清水川 佳菜 Shimizukawa.Kana@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

※2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止しました。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同

企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年10月16日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年10月21日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年11月1日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - ・ 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (7) 現地セミナー
 - ・ 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (8) 本邦研修
 - ・ 第3 特記仕様書案 6. 業務の内容 (2) プロジェクト計画 (PDM) 実施に関する業務 【成果2】 ②高効率ルームエアコン実証試験 に係る費用
 - ・ 第4 業務実施上の条件 6. 調査用資機材
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) EGP 1 = 6.432 円
 - b) USD 1 = 106.268 円
 - c) EUR 1 = 117.642 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／省エネルギー技術（電力）／省エネルギー政策
- b) エネルギーデータマネジメント
- c) 省エネルギー技術（石油）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 21.55 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決

定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年 11月 26日（火）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその関連会社/系列会社(親会社/子会社等を含む。)は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務(審査、評価を含む。)及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：省エネルギー政策・各種計画に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／省エネルギー技術（電力）/省エネルギー政策
- エネルギーデータマネジメント
- 省エネルギー技術（石油）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／省エネルギー技術（電力）/省エネルギー政策）】

- a) 類似業務経験の分野：省エネルギー技術（電力）/省エネルギー政策に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：エジプト及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 エネルギーデータマネジメント】

- a) 類似業務経験の分野：エネルギーデータマネジメントに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：なし
- c) 語学能力：なし

【業務従事者：担当分野 省エネルギー技術（石油）】

- a) 類似業務経験の分野：省エネルギー技術（石油）に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：エジプト及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技

術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
	(26.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／省エネルギー政策</u>	(26.00)	(26.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
② 副業務主任者の経験・能力：	()	(8.00)
ア) 類似業務の経験		3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		1.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		1.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	5.00	(10.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
イ) 業務管理体制	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>エネルギーデータマネジメント</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>省エネルギー技術（石油）</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 11月7日（木） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

エジプトにおける省エネルギー（以下、「省エネ」）への取り組みは、2016年にエネルギー最高評議会（SCE）にて承認された「統合的・持続的エネルギー開発戦略（ISES2035）」により、国家エネルギー戦略の中で重要な課題として位置づけられている。ISES2035では、一次エネルギー及び電力等二次エネルギーの長期的な開発方針として、再生可能エネルギー、火力、原子力等経済性を確保しつつ電源多様化を進めること、2020年までに補助金を撤廃すること、省エネをこれまで以上に推進すること等が優先シナリオ（4b）として示されている。

エジプト政府全体の省エネの取り組みは、これまでのところ電力・再生可能エネルギー省（MOERE）がリードして来ている。MOEREは、アラブ電力大臣会議（Executive Office of Arab Electricity Ministers）で決定されたアラブフレームワークに沿って、2012年に、国家エネルギー効率行動計画（The National Efficiency Action Plan of Egypt（NEEAP））を策定した。そのレビュー結果を踏まえて、2017年に、2018年から2020年までの行動計画として、NEEAP2を発表し政府により承認された。NEEAP2では、省エネ推進のための諸組織間の情報交換や調整を図る制度が規定されている。省エネルギー促進の監視機関として、「エネルギー効率監視委員会」をSCEの下に設置し、MOEREの省エネ気候変動対策室（EECCD）が同委員会の技術事務局的役割や関係機関との調整を担うこととしている。

今後、EECCDは、省エネ政策全体の方針・関連制度の制定や各省の省エネ対策のフォロー、統計データの整備等、NEEAP2に規定される各種施策の実施モニタリングの責を担うことになる。EECCDの行政実務能力がNEEAP2の実施を円滑に進める上でキーとなるが、同組織は設立後日が浅く配属職員の経験・人数も充分ではないことから、早急に次のような機能を強化することが求められている。一つ目は効果的な政策策定に不可欠なエネルギー統計データマネジメントの枠組み及び解析能力、二つ目は省エネ進捗状況のモニタリング評価及びそれを年次報告書として纏めるために必要な能力、三つ目は現行省エネ推進政策・制度や対策技術の有効性検証及びより効果的且つ実効性の高い改善策の提案・実行に必要な政策立案・執行能力、を可及的速やかに強化することである。また、エジプト政府全体で見ると、MOEREが省エネ推進の主導的役割を果たしているが、エネルギー需給構造上重要な役割を果たす石油省（MOP）の関与が充分ではないとの指摘もある。政府全体として省エネを強力に推進するためには、MOERE及びMOPを始めとする政府機関の連携強化が極めて重要である。

このような背景により、JICAは、エジプト政府の省エネ推進能力開発を支援するため、2017年度から三年間省エネをテーマとする国別研修を実施した。同研修では、

MOERE、MOP 等省エネ推進の中心的役割を果たす政府機関との意見交換を通してニーズの確認を行った。また、省エネ型設備投資を支援するための開発金融借款の検討も進めている。本業務は、これら省エネに関する種々取り組みの一環として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

プロジェクトの概要は以下の通り。但し、以下記載事項は、詳細計画策定調査後、エジプト側関係機関やJICA内関係部門等との協議を経て一部修正を加えた事業計画である。PDMの骨格(上位目標～成果)は基本としつつも、特に、「活動」部分は一定程度の修正が施されている点留意する。

なお、5.(5)記載のとおり、PDMは詳細計画策定調査時点での仮説であり、プロジェクト目標を除く部分(成果～活動)については、プロジェクト実施期間中を通して活動等の効果・有効性を検証しつつ、必要に応じて関係者と協議・合意の上、変更・修正を加える。

(1)プロジェクト名

「エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト」

(2)対象地域

エジプト全域(主な活動地域はカイロ市)

(3)関係官庁・機関

電力・再生可能エネルギー省(MOERE)、石油省(MOP)、産業開発庁(IDA)、国家統計局(CAPMAS)

(4)プロジェクト上位目標

エジプト政府省エネ推進体制が強化され、省エネの国家目標が達成される

(5)プロジェクト目標

NEEAP2やMOPが策定している「エジプト石油・ガスセクター近代化プログラム(OGMP)」等国家レベルの省エネ政策を促進するため、省エネ推進戦略・計画の作成、データマネジメント及び高効率設備導入拡大のための制度構築に必要な政府機関の能力開発を行う。

(6)期待される成果

① 成果 1: MOERE の EECCD の省エネ推進に関する行政処理能力が強化される

- ② 成果 2: 省エネ潜在性の高い技術／製品評価が行われ推進政策が提案される
- ③ 成果 3: MOP の EECD の省エネ推進に関する行政処理能力が強化されるとともに省エネ推進戦略ロードマップが作成される。

(7)活動の概要

① 成果 1 関連

- (ア) エネルギー統計データマネジメントの現状確認及び課題の把握
- (イ) エネルギー統計データマネジメント改善案の検討及びデータ更新に関する OJT
- (ウ) エネルギー統計データマネジメントの PDCA サイクルの検討
- (エ) エネルギー統計データマネジメント作成、更新等に関するガイドライン作成
- (オ) NEEAP2 にて規定されている省エネ年次報告書案の作成
- (カ) 省エネデータ分析及び政策・制度への反映方法検討
- (キ) 省エネ推進戦略等レビュー及び効果検証、改定の視点
- (ク) 省エネ政策レビュー及び効果検証・評価技術の検討
- (ケ) EECCD 業務マニュアル、業務手順書(SOP)作成・制度化支援

② 成果 2 関連

- (ア) 商業・民生部門の省エネ診断基礎能力向上支援
- (イ) 省エネ枠組み・施策(省エネラベリング制度等)有効性検証及び改善提言
- (ウ) 高効率ルームエアコン実証及び普及促進策の検討・実施
- (エ) 上記業務実施のためのマニュアル、SOP 等作成並びに省エネ推進実施体制強化、支援
- (オ) 上記に関する OJT／Off—JT 研修の実施及び能力開発状況評価

③ 成果 3 関連

- (ア) OGMP を踏まえた MOP 省エネ枠組みレビュー及び課題整理
- (イ) OGMP を踏まえた、省エネ診断及び改善方針、技術、推進枠組み及び実施方法の検討・提案
- (ウ) OGMP を踏まえた省エネ戦略及びロードマップの作成支援
- (エ) 上記業務実施のためのマニュアル、SOP 等作成並びに省エネ推進実施体制強化、支援

④ ①～③共通事項

- (ア) 現地セミナーや SNS 等省エネ普及促進方策の検討及び実施
- (イ) 各成果発現に必要な能力開発のための OJT、Off-JT の実施

3. 業務の目的

エジプト政府機関の、省エネ推進のための戦略・計画作成並びにこれらに必要なデータマネジメントの仕組みを構築するための組織的能力を強化する。また、別途検討中の円借款等とも連携し、エネルギー消費が大きいセクターや機器等に対する省エネ技術や機器の導入普及を効果的に推進するための制度、技術の検証、実証や改善策の提示を行うことにより、エジプトにおける効果的な省エネ推進実施体制を構築することを目的とする。これにより、省エネに関する国家目標達成に貢献する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2019年10月8日にエジプト政府と締結したR/D(Record of Discussions)に基づいて実施される「エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 既存政策、情報との整合、活用

① 第二次国家エネルギー効率行動計画(NEEAP2)の進捗状況を踏まえた検討：エジプトではすでに省エネに関する国家計画が策定・承認されており、日本のODAによる支援もこれに沿って実施する必要がある。この中には省エネ推進実施体制や各種アクションプランが記載されており、同計画の実施状況(現状と課題)を踏まえた上で、本プロジェクトTORに規定された支援を実施する。NEEAP2では、MOEREのEECCDに対し以下の4つのマニフェストを与えることとしている。

- ・ 関連ステークホルダー及び機関との連携・協調
- ・ エネルギー関連データベースの整備、運用
- ・ 省エネファンドの設立運用
- ・ 持続的電力エネルギー委員会(SEESC)活動支援(年次報告書作成等)

本事業では、設立後間がないEECCDが他政府機関とも調整しつつエジプト政府の省エネ政策推進を主導することが出来るよう、これら業務を円滑に行うことが出来る能力開発を支援する。

② 既存調査結果の有効活用： JICA でこれまで実施してきている各種調査等(「エジプト国電力セクター情報収集・確認調査」、「エジプト国省エネ研修事前調査」等)、既存調査結果、省エネルギー促進に向けた取り組み状況、基礎情報等を十分に活用し、仮説を持つとともに、プロジェクトの効率的な計画・実施を心掛ける。

(2) 他ドナー、JICA事業その他関連機関との連携

- ① ドナー関連： EBRD は、民間企業を対象に省エネルギーや小規模再生可能エネルギー導入のための省エネ融資・補助金プログラムを実施している。GIZ は、電力省を中心に省エネ関連規制実行能力強化支援、各種普及啓発プログラム形成等を中心に 4 年間の大型の技術協力プログラム形成を計画している。国連開発計画(UNDP)はエジプト電力持株会社(EEHC)から各配電会社と連携して省エネラベリング制度形成支援及び LED 普及促進支援プログラムを 2018 年まで実施し、相応の成果を上げている。国連工業開発機関(UNIDO)は特定 4 産業分野(セメント、肥料、製鐵、セラミック)のベンチマーク制度構築支援を 2010 年頃実施し、現在では産業部門への高効率モーター導入を支援している。これら他ドナーによる支援の成果及び課題を文献及びヒアリング等により調査分析し、本業務への教訓を引き出す。特に、ラベリングや省エネ及啓発プログラムの有効性と課題及び改善策について十分な分析・提案を行うこと。その上で、本業務との協調・連携、相乗効果最大化に留意して業務を計画・実施する。上記につき、現時点で想定される課題や連携方針等の仮説についてプロポーザルにて記載する。
- ② JICA 事業①： JICA は、本プロジェクトに先立ち、2016 年から MOERE、MOP、貿易産業省(MOTI)等省エネ行政に関連するエジプト政府機関を対象として、国別研修を実施した。国別研修では、日本の省エネ政策や省エネ実施体制に関する講義受講、活用可能性のある省エネ技術等に関する講義受講及び視察を行い、エジプトにおける省エネ推進に寄与する日本の知見の全体像を学んだ。また、この過程を通して、関係機関の省エネに関する技術的な能力を向上させるとともに、本プロジェクト開始に向けた準備(preparedness)を醸成した。本プロジェクトは、研修参加者から示された問題意識及びその取り纏めに至るディスカッションを踏まえて形成されている。コンサルタントは、こうした議論の積み重ねを踏まえて本プロジェクトの実施方針及びアプローチを検討する。また、JICA では、エジプト向けに省エネの開発金融借款(TSL)を検討するための基礎情報収集・確認調査を実施している。同 TSL では、低利融資スキームを活用し、主に産業分野(繊維、食品加工等)のエネルギー多消費設備の高効率化を支援することを目指している。基礎情報収集・確認調査では、エジプト省エネの政策制度や各種エネルギー消費統計データ、他ドナー動向や教訓把握等調査分析を行うことから、その結果を本業務において可能な限り活用することを前提に業務計画を検討する。本プロジェクトの成果 2 では、一次エネルギーベースで約 4 割を消費する民生／商業部門の省エネに主として取り組むが、現在検討中の TSL による産業部門への協力とも相乗効果を最大化させられるよう、具体的な連携方策をプロポーザルにおいて提案する。
- ③ JICA 事業②： エジプトではアフリカ開発銀行(AfDB)等が構造改革のための開発政策借款を実施している。改正電力法(No.25、2015 年)では、卸電力市場の設

立、エジプト電力持株会社(EEHC)から送電公社(EETC)の法的・資本的分離、2020年以降の送変電設備の所有と系統運用業務を司る送電系統運用機関(Transmission System Operator: TSO)の設立等構造改革の方向性とタイムラインが明示されている。これらの動きを促進するため、JICAは、競争環境下における電力セクター・EEHCの組織体やマネジメントの在り方を助言するための個別専門家をEEHCに派遣して来ている。また、監督官庁であるMOEREは、構造改革及び組織効率化、低炭素化等セクターの重要政策を実現することを目的とする開発政策借款(DPL)を日本政府に要請中である。本業務を実施するに当たっては、セクター全体の動向に目配りし、DPLの検討が本格化した場合には、政策マトリクスにおける効果的な政策アクションやトリガー、指標等提言する。併せて、モニタリングや政策対話等において、本プロジェクトによる能力開発状況等を適時適切にレポート出来るようモニタリングを行う。

- ④ 他機関や民間企業等との連携：新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や地球環境センター(GEC)、緑の気候基金(GCF)その他開発途上国における低炭素エネルギー技術・システム・サービス等を普及拡大させるための委託・補助事業を実施している機関との連携事業を積極的に形成する。また、JICAの民間連携スキームの活用も視野に入れて、省エネ関連技術やサービス等の海外展開案件の提案、潜在的な企業等に対する情報提供を積極的に行う。これらの事業がビジネスベースで運営されるために必要な措置、制度等があればプロジェクトの中で提案し導入支援を行う。なお、技術・システムの導入に関しては、技術移転のニーズ、維持管理の可否、輸出入規制等との整合性の観点から導入可能性を十分調査し、具体的な提案を行う。
- ⑤ エジプト・日本科学技術大学(E-JUST)との連携：E-JUSTでは、本プロジェクトにて実施予定の、省エネエアコンの性能評価、デモ実証等に必要な施設や研究開発実績を有していることから、同大学から連携につき打診を受けている。これ以外にも、家庭内消費電力の可視化システムの研究や石油精製プラントの省エネコンサルテーション等の提案があったが、まずは、省エネエアコンのデモ実証を協働で行うこととしている。本業務開始後早い段階で、E-JUSTとの連携に関する詳細につき意見交換を行う。
- ⑥ 大学・民間等との連携を活用したイノベーションの促進：上記のうち、特に、民間企業や大学等との連携に際しては、従来の技術協力やODAによる協力の枠組みに囚われず、革新的な技術やサービスの導入、それらをビジネスベースで展開して行けるような制度枠組みや支援体制作りを検討しエジプト政府による制度化が進むよう提案・働きかけを行う。また、上記E-JUSTでは省エネの見える化アプリ開発等従来にはないツールを使った意識啓発のアイデアを持っている。コンサルタントは、プロジェクトのスコープには留意しつつも、国内外の民間

組織、大学等が、自らが有するイノベティブなアイデア、手法やサービスをエジプトでの省エネ推進に活用して行けるよう、必要な情報発信・コミュニケーションを積極的に行うとともに、上記④の資金リソース等活用可能性を積極的に検討する。革新的な省エネツールやサービスのアイデア、具体的な連携方策についてプロポーザルにおいて提案する。

- ⑦ 上記④及び⑥での検討・提言は、単にレポートに記載するのみならず、実証に加えて社会実装の可能性にも充分留意し、実際にアクション(例:委託事業への応募、現地でのビジネス商談等)が取られるよう、情報提供・発信、日・エジプト双方の官民組織に必要な働きかけやフォローを積極的に行う。

(3) エジプト政府側の体制及び関係機関等との連携

- ① エジプト側実施体制(MOERE と MOP との連携): 本プロジェクトでは、MOERE 及び MOP との共同実施体制を構築しているが、エジプト省エネ政策全体の枠組みを MOERE が統括していることを勘案し、全体統括(Project Director(PD))は MOERE 次官としている。然しながら、MOERE が中心となって策定した NEEAP2 は政府全体での行動計画ではあるものの、MOP は検討メンバーとはなっていない。セクター別委員会の原案にも住宅省や MOTI、観光省は含まれるものの肝心の MOP は含まれていない。

MOP は、NEEAP に類似した枠組みとして、「エジプト石油・ガスセクター近代化戦略・ロードマップ(OGMS)」を 2017 年に発表し、石油・ガス業界の省エネ推進体制・制度、計測・評価、省エネ技術普及拡大、エネルギー消費データベース整備、能力開発及び意識啓発に取り組んでいる。OGMS は未入手ではあるものの、MOP の言葉を借りれば「初歩的なもの」であるため、戦略やアクションの詳細を本プロジェクトにより創り上げて行く必要がある。これら 2 省が密接に連携して事業を実施すべきである点は論を俟たないが、詳細計画策定調査において、「NEEAP2 は MOERE の計画であり政府全体の計画ではない」との意見が MOP から出されたことが示すように、エジプト政府としての省エネ推進枠組み及び本プロジェクトとしての一貫性を確保しつつ、夫々の省庁が有する戦略・計画枠組みを尊重してプロジェクトを進めることが望ましい。

プロジェクトを実施するに当たっては、R/D にて協働体制は合意されているものの、これら二省が独自の戦略枠組みにより省エネに取り組んでいることを認識した上で、政府全体での最適な政策・制度運用が出来るよう、必要な協調・協働体制を確保する。例えば、エネルギー統計データは、関連省庁から中央動員統計局(CAPMAS)に一旦集約されて統計データベースとして纏められる。また、産業部門では 1 次エネルギーベースで電気と化石燃料の消費比率がほぼ半々となっていることから、これら両省庁が連携した施策を検討し協調して施行する

ことが重要となる。工場や工業団地の許認可、エネルギー消費を含む操業状況の監督は、MOTI 傘下の産業開発庁 (IDA) が担っている。CAPMAS や IDA が統計作業や産業部門の省エネ調査・提言等において両省の間に入る、即ち実務面からの連携必要性を上手く活用しながら、省エネ効果最大化の観点から、両省の連携体制の強化・制度化を図る。

- ② 規制機関との連携：電力法により、配電会社は需要管理や省エネの改善策を含む年間需要計画の作成を、大口需要家 (500kW 以上) はエネルギー管理者の配置を求められている。エジプト電気監督・消費者保護庁 (Egypt ERA) が、これら機関の認可及びエネルギー管理者認定等省エネ推進のための規制機関としての役割を担っている。本業務において、ラベリングやエネルギー管理者制度等省エネ施策の妥当性を検証するが、種々インセンティブとともに、効果的な規制メカニズムやその執行機関である Egypt ERA との連携並びに支援の必要性についても提言する。

(4) 日本側実施体制

- ・ 団員構成：本業務では、大きく分けて、①省エネ政策・制度、②(マクロレベルの) エネルギーデータマネジメント、③電力分野の省エネ技術・設備、④石油分野(主に精製部門)の省エネ技術・設備について経験と知識を有する専門家が求められている。このうち、②は電力／石油共通、①(※)、③は電力部門、④は石油部門を対象としている。受注者の総括は、其々のタスクチームリーダーとなる専門家を統括するとともに、WG 間の連携、相乗効果を最大限発現するよう留意する。(※)①は総括自らが対応予定。また、①は NEEAP2 の枠組みでの協力となることから、主に電力消費セクターが対象となる。
- ・ 要員計画：要員計画は、プロジェクト目標を最も効果的に達成する観点に加え、C/P との間の信頼醸成や専門家不在中のフォロー等事業プロセスマネジメントの観点も考慮して検討する。専門家全員が一斉に渡航・帰国を繰り返すパターンは一般的には推奨しないが、そのような計画を提案する場合には、効果及び妥当性、専門家長期不在中の対応策をプロポーザルにて提案する。
- ・ 有識者との連携：WG 毎の調査分析や提言の質を向上させるとともに、妥当性等に対する助言を得ることを目的として、有識者によるアドバイザリーグループを設置する。実質的に有効な助言を得られることを前提に、開催形式については自由度を持たせる。想定される構成員及び方法をプロポーザルにて提案する。

(5) 効果的な能力開発(事業マネジメント)

- ① 上位目標達成に対する意識：本プロジェクトが社会的にインパクトのあるレベル(例：改定された省エネ戦略の施行、エネルギー効率の高い設備導入普及等)で

の成果を生み出すためには、プロジェクト終了時点で、プロジェクト目標の達成に加えて、2. (4)に示されている「上位目標(「統合的・持続的エネルギー開発戦略 (ISES2035))」)達成に向けたモメンタムが創り出されていることが望まれる。ISES2035 は長期的な枠組み且つ対象が広範に亘るため、本プロジェクトの成果だけで達成することは困難を伴うが、プロジェクト成果が自立発展的に進展するよう、また、それによりプロジェクト終了から3年程度経過した時点(2025年頃)でISES2035のその時点での目標達成に貢献出来るよう、「社会インパクト」及び「自立発展性」への繋がりを常に意識して事業マネジメントを行う。

- ② 能力開発支援の効果的アプローチ： 本業務はプロジェクト目標を達成することを目指して実施されるが、その目的はプロジェクト目標を実現するために必要となる包括的なキャパシティ(プロジェクト目標を実現することが出来る政策制度環境及び実施主体の能力)をエジプト側の実施機関(C/P)及び関係機関が獲得することにある。本事業では、エネルギー統計データマネジメントシステムの改善や省エネ年次報告書の作成、エネルギー診断やパイロット事業等を実施するが、JICA の開発計画調査型技術協力や協力準備調査等で通常行うようなコンサルタントが主体となり情報収集、分析、提案、報告書作成を行うアプローチは採らないことに注意する。OJT、Off-JT を織り交ぜながら、C/P が主体的に作業しノウハウを習得するよう、また、所属する職員個人のみならず、EECCD や MOP 省エネユニット(EEU)等が組織として期待される機能を定常的に発現出来るよう、日本人専門家が技術面からサポートするとともに、プロジェクト終了後も自立的に継続するよう、制度面、マネジメント面での仕組みを導入する。効果的な教授法に加えて、エジプト側のモチベーションを引き上げ、オーナーシップを醸成するための、コミュニケーションや役割分担を適切に行う。
- ③ 事業計画の仮説検証と事業マネジメントの柔軟性確保
 - ・ 事業計画の妥当性検証： 詳細計画策定調査では、PDM に整理したとおりの目標・成果で関係機関と合意している(案件形成時点における仮説の合意)。活動についても現時点での仮説に基づき提示しているが、関係機関が多く協議時間に制約があったことから、活動の詳細について関係機関から再検討を提案される可能性がある。従って、本業務開始後、可能な限り速やかに、PDM の構造や指標等について関係機関と議論する。実施期間を通して、継続的に仮説検証を行い、過去の類似プロジェクトでの取り組みや評価結果から、効果的な協力の在り方を検討し、PDM の有効性・妥当性を検証する。エジプト側、JICA 担当部門との間で検証過程を通して密接に意見交換を行い、見直しの方向性及び内容について認識の擦り合わせをしつつ、必要に応じてPDM 変更を提案する。
- ④ 能力開発効果の可視化： 本業務による能力開発の進展状況を可能な限り客観的に評価する。キャパシティアセスメント(CA)を通して、省エネ推進に関するエジ

プト側関係組織の現状能力及びあるべき能力を定性・定量的に提示し、事業実施過程を通して適切なタイミングで能力開発状況の評価と協力方法の有効性、効率性等の検証を行う。これら結果を踏まえて能力開発支援アプローチや方法、ツールの見直し・改善を行う。

- ⑤ プロポーザルにおける提案： 上記①～④並びに、過去の技術協力プロジェクト（必ずしもエネルギー・電力分野に限らない）の評価結果や教訓等を踏まえて、能力開発を効果的に達成するためマネジメント方法、アプローチ、手法やツール等をプロポーザルにて提案する。

(6)本プロジェクトにおける各「成果」達成上の留意事項

- ① 成果1「MOEREのEECCDの省エネ推進に関する組織的能力が強化される」
ここで期待する組織的能力とは、EECCDを中心とする政府関係機関がNEEAP2により規定されている機能を適切に発現させるために必要となる行政執行能力のことである。具体的には、次のような能力を強化することを求めている：
- ・ エネルギー統計データのマネジメント： 現在は、MOERE及び他のエネルギー関連省庁がCAPMASにエネルギーデータを提出し、これを基にCAPMASがエネルギーバランス表を作成している。しかしながら、この作業は機械的に実施されるに留まっており、収集・整理されたデータの傾向や特異値等の分析を通して数値の持つ意味を解釈し、エネルギー政策立案・モニタリングに活用するという本来の運用がなされていない。またCAPMASが作成しているエネルギーバランスデータと国際エネルギー機関(IEA)が作成している同種データには大きな乖離がある。2018年に発見された地中海のZohr天然ガス田の影響を加味した最新のデータ等も反映されていない。
このような課題を解決し、MOERE、CAPMAS及び関連省庁等が連携しつつ、エネルギー統計データ作成、更新、共有・公開作業を効率的、正確且つ迅速に行えるようになることを目指す。また、経年変化、セクター間の変化等から、統計データが表す意味を分析し、その含意を踏まえて省エネ政策や制度改定等に活用することが出来るシステム(PDCAサイクル確立)構築を図る。
 - ・ 省エネ推進政策・制度評価及び改善策検討： NEEAP2における省エネ政策・戦略枠組みや施行されている各種制度・技術基準等の妥当性や有効性を可能な限り定量的に評価・検証し、効果向上に向けた改善を検討、提言する。その際には、エネルギー政策及び財政政策当局が問題の構造及び優先的に採るべき対応策・インパクトを適切に理解できるよう、具体的な改善効果(CO2削減インパクト等)及び政策的な含意(省エネ限界費用曲線を活用した補助金削減額等)の見通しを示す。なお、NEEAP2の対象範囲が主に電力であることから本業務の対象も電力の省エネを中心とする。

- ・ NEEAP2 にて規定されている省エネ年次報告書案作成支援： MOERE が担う年次報告書作成のために必要となる省エネ目標達成状況や各種施策の執行状況、課題等について関係機関からの情報を収集・分析及び報告書作成業務を支援する。技術的な方法論は、文献や日本を始めとする他国の優良事例を参考にし、C/P との協議を通してエジプトの脈絡に適合したものを考案する。OJT を通して取りまとめ作業を行い、省エネ政策を統括する部局としての EECCD の調査分析・調整折衝・報告書作成能力を、関連機関のデータ収集・整理能力を、包括的に強化する。
- ② 成果 2 「省エネ潜在性の高い技術／製品評価が行われ、効果的な推進政策が提案される」
- ・ パイロット事業(再委託契約)： 省エネ設備の効果、有効性を検証し可視化することを通して高効率設備の普及拡大を促進することを目指したパイロット事業を行う。電力については、政府・民間ビルにおいて高い省エネ効果が見込まれるインバーターエアコンとノンインバーターエアコンの実運用比較実証パイロット事業を E-JUST 施設(アレキサンドリア校舎における学生向けドミトリーを想定)にて行う。実証期間は極力長期間とすべく、プロポーザルにて提案する。またこの結果を MOERE や E-JUST のネットワーク、現地 TV や新聞等への発表、現地セミナーやウェブサイト等において発表する。これにより、インバーターエアコンの省エネ優位性に関する国民の認知度を高め普及促進を図る。エアコンは計測機器とともに複数台を設置して比較検証が行えるようにする。パイロット事業経費については、別見積もりとして計上する。
 - ・ 省エネラベリング制度のレビュー
エジプトにおいては住宅セクターにおける 1 次エネルギー消費量が他のセクターと比して最大、また住宅では電力消費量が最大となっている。この削減に寄与する省エネラベリング制度について、現状と課題の分析を定量的に行う。また主要機器(エアコン、冷蔵庫)について近年の動向を調査し、省エネ推進に向けた提言を行う。この際、家電の市場動向を専門的に分析している GfK 社のエアコン及び冷蔵庫関連データを入手参照する。経費は別見積もりとして計上する。
- ③ 成果 3 「MOP の EECD の省エネ推進に関する組織的能力が強化されるとともに省エネ推進戦略ロードマップが作成される」
- ・ 石油については、MOP の OGMP を踏まえて、精製設備やプロセスの省エネ方針、能力強化方針を検討する。その上で精製施設の熱有効利用等省エネポテンシャルの高い個別設備やプロセスの診断能力向上・改善のための実務的ノウハウの移転を図る。机上での講義に加えて、当該設備・プロセスにおいて詳細省エネ診断を行い、エネルギー消費効率分析、改善に向けた技術的検討、費用対効果等提案を行う。

- ・ 上記「詳細省エネ診断」については、本業務開始後、MOP と OGMP の重点課題等を議論した上で、JICA とも相談の上、具体的な対象設備・プロセス及びスコープを決定する。これに要する経費は 1,000 万円を上限とする。プロポーザルにおいては、想定され得る設備・プロセスについて記載する。

(7) 現地セミナー

本業務の期間中エジプトカイロ市にて、エジプト政府、一般企業に対し、省エネに対する理解促進、省エネ年次報告書や省エネ技術・サービス紹介等を目的とした現地セミナーを開催する。MOERE等エジプト政府主催を基本とし、JCCのタイミングに合わせて2回開催する。なお、MOERE関連及びMOP関連セミナーは、参加対象者が異なると考えられるため、其々別個に開催する。会場準備や資機材に係る経費は実施機関が負担することを想定するが、必要な経費が見込まれる場合は、別見積もりとして計上する。

(8) 本邦研修

エジプト政府関係者の日本の省エネ政策・サービス・技術に対する理解を深め、本邦企業等との関係を構築することを目的に、日本のエネルギー政策及び執行体制（官民）、省エネサービス・技術、省エネ設備・機材を扱う本邦企業への訪問、協議などを行う。人数は関係機関の意思決定者（マネジメント）研修を1年目に1回（6名程度、1週間）、実務者（エンジニア等）を1年目、2年目其々1回（10名程度、10日間）実施する。研修員選定に際しては、エジプト側関係機関（MOERE、MOP、IDA及びCAPMASを想定）と十分に協議を行い、本プロジェクトの開発効果を最大化するために最適な人選を行う。参加者が我が国の省エネ技術の優位性を体感できるよう、講義のみならず、執行機関実務者との意見交換、省エネ設備・機材導入の現場など実物機材を見学できる場とする。研修に関する業務は実施部分のみとし、要する経費は別見積もりとして計上する。

(9) 秘密保持契約

エジプトで技術協力を実施する際、エジプト政府は、コンサルタントとの間で「秘密保持契約（Non-Disclosure Agreement（NDA）」）を締結することを求めている。NDA締結のためには、コンサルタントの構成員名をエジプト側に通知しエジプト政府内承認を得る必要があることから、数か月～1年程度要する可能性がある。JICAは本業務に係る契約締結後可及的速やかに所定の手続きを開始するが、場合によっては、契約後一定期間業務を開始できない可能性があることに留意する。

6. 業務の内容

本業務では以下の活動を実施する。より適切な工程がある場合は、その理由とともにプロポーザルで提案する。

(1) 事業マネジメント全般にかかる業務

① ワーク・プランの作成・協議

エジプトエネルギー、省エネ政策・制度、省エネ進捗状況や実施体制に関する全体像を把握する。本プロジェクトの基本方針・方法、留意事項、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(英文)に取りまとめる。

同プラン(原案)を基に、エジプト側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

② JCC の開催支援

JCCの設置と運営、開催に係る支援を行う。なお、原則年2回の開催とする。第1年次についてはプロジェクト開始後PDM等の確認・検証を行い可及的速やかに開催する。コンサルタントは、本委員会を活用し、プロジェクトの効果増大、広報等に努める。

なお、JCCに関してはC/Pが中心となりプロジェクトの進捗や課題等を整理し、報告の準備・発表は基本的にはC/Pが行う。コンサルタントは一連の作業を側面支援することを基本とする。

③ タスクチームの設置

現状確認・検討作業に必要なデータ収集・分析及び各課題に対する能力開発、実務レベルの意見調整及び合意形成等を円滑に行うため、タスクチームを設置した上でC/Pと協働で(2)以下の業務を行う。タスクチームにおける作業及び能力開発がシステマティックに進展するよう、活動は専門家現地渡航期間中に加えて、専門家不在時にもインターネット等を通じ遠隔でコミュニケーション、指導等を行う。

④ 各現地渡航前後の JICA との協議

コンサルタントは、総括或いは副総括派遣時等主要な現地渡航に際し、渡航前の対処方針確認、渡航後の活動結果報告をJICA本部・事務所に対して行う。その際、対処方針/現地活動報告を簡潔に記載した資料を準備する。

⑤ キャパシティの把握・指標確認

C/Pのキャパシティを効果的に向上させるとともに、プロジェクト成果や目標達成の進捗を適切に確認することができるよう、プロジェクト開始時にJICA「キャパシティ・アセスメント・ハンドブック」等を参照しつつ、CAを行う。これにより、現状と在るべき姿及びそのギャップを個別具体的に可視化する。

その上で、プロジェクトの上位目標、プロジェクト目標、成果を測る各指標の見直しをするとともに、可能な限り定量的な目標値を設定する。PDMの成果、活動、指標は、定期的に事業進捗をモニタリングする過程で妥当性を検証し、必要に応じ

速やかに変更する。CAの結果を取り纏め、CA報告書としてJICAに提出する(本業務開始後2ヶ月を目途とする)。CAは、必要に応じて現地雇人等を活用して情報整理等を効率的に行う。

例えば、EECCDのCAでは、以下を参考に分析項目を設定する。

- ・ EECCD の業務概要
NEEAP2 や省令で定められた EECCD 業務範囲の確認、組織体制(人事・人材開発、組織内の調整・意思決定プロセスを含む)等外形的な状況を分析する。
- ・ EECCD の業務遂行能力評価及び能力開発プログラムの提案
EECCD の省エネ推進及びマネジメントスキルを評価し、不足・強化すべきキャパシティの内容を把握する。これを基に EECCD の在るべき姿を設定し、プライオリティやアプローチを検討する。結果を能力開発プログラムとして取りまとめる。
- ⑥ 各成果発現に必要な能力開発のための OJT、Off-JT の実施
4. (5)の留意点等も踏まえて、各成果を効率的且つ効果的に発現させられるよう能力開発プログラムを計画、実施する。
- ⑦ 業務進捗報告書(モニタリングシートの和文版)の作成
業務の進捗状況を確認するためのプロジェクト業務進捗報告書を作成する。和文報告書については、英文報告書に必ずしも記載できないが日本側として共有すべきプロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓等があれば記載する。なお同報告書内容は、別途作成するモニタリングシートの内容とも整合を図る。
- ⑧ 事業完了報告書の作成
契約終了時において、当該時期までのプロジェクト活用内容を事業完了報告書として取りまとめる。上記⑦同様、別途作成するモニタリングシートの内容とも整合を図る。

(2)プロジェクト計画(PDM)実施に関する業務

【成果1】

- ①エジプトにおける省エネ推進に係る政策・実施状況及び課題
エジプトにおけるエネルギー・電力需給動向、電化の状況、気候変動対策(緩和策)にかかる政策、省エネ促進政策、関連する電力・エネルギー政策、環境政策等」等の上位開発計画も含む)とその実施状況を把握すると共に、提案する具体策の位置付けを確認する。
- ②関連する基礎情報の収集・分析
省エネ推進に関する法制度、組織体制について、既存調査結果を活用しつつ、最新状況を確認する。特に2018年11月に国家エネルギー評議会(SCE)により承認された第二次国家エネルギー効率行動計画(NEEAP2)の進捗状況・課題を確認する。
- ③エジプトにおける省エネ促進の現状と課題の確認

NEEAP2 における重点活動分野の現状及び省エネ成果、推進上の課題を分析・整理する。

- ・ 建物、観光、産業、公共照明、教育セクター、及び住宅照明の LED 化状況
- ・ 省エネラベリング制度の拡張、高効率モーターの導入普及状況
- ・ 消費者とのコミュニケーション方法及び消費者の省エネに対する意識啓発状況 (National Energy Efficiency Awareness Campaign (NEEAC)及び配電会社による省エネ活動)
- ・ エネルギー管理制度、エネルギー管理システム等 13 のトレーニング分野(大学やその他教育機関との連携も含む)

④ エネルギー統計データマネジメント改善支援

本プロジェクトでは、エジプトエネルギーバランスデータ及びマネジメントプロセスを分析し、精度、迅速性、効率性等の観点から改善に向けた提案をする。省エネ政策に適切に反映させるための可視化及びPDCAサイクルを確立する。国のマクロエネルギー把握、目標設定・モニタリングに有効なエネルギー統計データマネジメントシステムについて、プロトタイプ及び作業ガイドラインを作成する。これらを通して、エジプト側がデータマネジメントを自立的に行うことが出来る能力開発を効果的に支援にする。(「5. (6)①成果1」参照)

- ・ エネルギー統計データマネジメントの現状確認及び課題の把握
- ・ エネルギー統計データマネジメント改善案の検討及びデータ更新に関する OJT
- ・ エネルギー統計データマネジメントの PDCA サイクルの検討
- ・ エネルギー統計データマネジメント作成、更新等に関するガイドライン作成

⑤ MOERE/EECCD の行政執行能力開発

- ・ 省エネ年次報告書(Annual Energy Efficiency Report)の発行及び NEEAP2 進捗に関する年次会合開催支援
NEEAP 2 に MOERE/EECCD のタスクとして規定されている、「省エネ年次報告書」の作成及び年次会合開催を支援する。年次報告書作成及び会合準備作業をコンサルタントが支援することにより、報告書作成に必要となる、エネルギーデータ収集、ビジュアライズ、データ統合等や会合開催に必要な各種資料作成及び関係者調整に必要となる組織的な能力を効果的に強化する。年次報告書記載項目は、NEEAP2 を参照しつつ、他国事例等も参考に、必要十分な項目となるよう協議・合意の上作成に着手する。
- ・ 6. (1)⑤を踏まえ、必ずしも年次報告書に規定されていないが、MOERE/EECCD の重要な機能である以下項目について、OJT、Off-JT 等を通して能力開発支援を行う。

- ✓ 省エネ推進政策・制度評価及び改善策
- ✓ 省エネ推進戦略等レビュー及び効果検証、改定の視点
- ✓ 省エネ政策レビュー及び効果検証・評価技術の検討

⑥ EECCD 業務マニュアル、業務手順書(SOP)作成・制度化支援

上記業務を EECCD が円滑に行えるよう参照資料を作成する。併せて、省内、省庁間、民間等を含め、データ収集・分析・公表等の手続き制度化に向けた支援を行う。

【成果2】

(MOEREに対する協力)

- ① 電力省エネ診断基礎能力向上支援
ビル等の電力消費施設における省エネ診断・ポテンシャル把握方法の基礎について、タスクチームメンバーに対し、座学講習及び計測実習を行う。
- ② 高効率ルームエアコン実証試験
E-JUSTの施設を利用し、実用状態に近い形での高効率インバータエアコンと従来型ノンインバータエアコンとの性能比較実証試験を極力長期間実施する。評価する指標は、電力消費量、CO2排出量、経済性とする。またエアコン以外の追加的省エネ策(LED電灯、遮熱、断熱等)を導入した場合の効果についても参考試算する。実証試験の結果はセミナーなどの場で発表し、効果の普及拡大につなげることとする。なお、本業務は、E-JUSTへの再委託とし、経費は別見積もりとして計上する。
- ③ 省エネラベリング制度の現状レビュー
2018年までUNDPが実施していた省エネラベリング制度の現状及び効果、課題の分析を行う。また、その後の主要家電(エアコン、冷蔵庫等)の省エネ性能の変化についてフォローアップ調査を行う。
- ④ 高効率ルームエアコン実証及び普及促進策の検討・実施
上記結果を踏まえて、高効率エアコン普及促進のための制度・アクションの提案を行う。
- ⑤ 業務実施のためのマニュアル、SOP 等作成
上記①～④を通して、今後EECCD等関係機関が効果的なラベリングシステムの制度改善や執行を自律的に実施して行けるよう、参照資料を作成し、省エネ推進実施体制の組織的能力強化を図る。

【成果3】

(MOPに対する協力)

- ① MOP に関連する省エネ枠組みレビュー及び課題整理
MOPに関連する省エネ政策枠組み、OGMP等戦略プログラム、計画や具体的取組等をレビューし、政策効果分析・評価、対応策のプライオリティ付けを検討する。
- ② 石油関連設備・プロセスにおける省エネ診断及び改善方針、技術、推進枠組み及び実施方法の検討・提案

①を踏まえ、省エネ診断対象設備・プロセスを検討・合意する。実務的な診断方法を検討し、診断方法についてタスクチームメンバーに対する座学講習及び計測実習、診断実習を行う。診断に必要なセンサー、計器類等はコンサルタントにて手配する。

③ 省エネ戦略及びロードマップの作成支援

上記活動のまとめとして、MOPの組織戦略見直し、中長期的省エネ推進ロードマップ策定を支援する。

④ 上記業務実施のためのマニュアル、SOP 等作成並びに省エネ推進実施体制強化

MOP省エネ部局が所掌業務を円滑に行えるよう、業務フロー、戦略策定やロードマップ見直し、省エネ診断等に関する参照資料を作成し、省エネ推進実施体制の組織的能力強化を図る。

【上記成果1～3共通事項】

⑤ 現地セミナーや SNS 等省エネ普及促進方策の検討及び実施

エジプト政府機関が省エネ施策・対策の普及啓発をより効果的に行うための方策を検討し、それらの実施を支援する。日本その他省エネ先進国の事例や民間企業等の持つ技術・ノウハウ等をレビューし、セミナー等従来型の方法に加えて、SNSの活用やアプリ等による可視化、ナッジング等革新的な方法を提案する。

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終報告書は、事業完了報告書(外部公開用)とし、(2)の技術協力作成資料を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文:3部 電子データ
ワーク・プラン	業務開始から1ヶ月後	英文:1部 電子データ
キャパシティ・アセスメント調査 報告書	業務開始から2ヶ月後	和文要約:3部 英文:1部 電子データ

モニタリングシート	業務開始から6ヶ月毎	英文:1部 電子データ
業務進捗報告書	業務開始から6ヶ月毎	和文:3部 電子データ
業務完了報告書(全文・内部資料用)	契約終了時	和文:1部 英文:7部 CD-R:6部 電子データ
事業完了報告書(RD、MM及び最新のモニタリングシートを除いたもの、外部公開用)	契約終了時	和文:4部 英文:4部 CD-R:2部 電子データ

事業完了報告書(外部公開用)については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷及び電子化(CD-R)の提出が必要な場合の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照もしくは、規定上必要でない場合は不要とする。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、当機構とコンサルタントで協議、確認する。各報告書冒頭には3頁程度のサマリーを挿入する。

① ワーク・プラン記載項目(案)

- (ア) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)プロジェクト実施の基本方針
- (イ) プロジェクト実施の具体的方法
- (ウ) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- (エ) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- (オ) 業務フローチャート
- (カ) 要員計画
- (キ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (ク) その他必要事項

② モニタリングシート

JICA指定の様式を参照し作成。但し、本シートの目的に鑑みれば、その時点までのセクター情報収集・分析結果や技術的な提言等を参照しつつモニタリング結果を確認することが望ましいことから、以下⑤とセットで作成することを想定した構成とする。

③ キャパシティ・アセスメント調査報告書

様式自由とし、コンサルタントが提案の上JICAの確認を得て作成する。

④ 研修機材調達計画(案)(機材仕様書含む)

供与機材調達計画概要、機材リスト、機材仕様書及び概算費用(見積比較表等)を含むこととし、記載内容の詳細についてはコンサルタントが提案し、JICAの確認を得る。そのうち、機材仕様書(案)並びに見積比較表等は、JICAが様式指定する場合、同様式に準ずることとする。本計画は、事業完了報告書の別添として整理する。

⑤業務進捗報告書/業務完了報告書/事業完了報告書

(ア) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)

(イ) セクター概要及び新たな動き等プロジェクトを取り巻く状況概観

(ウ) 活動内容(業務フローチャートに沿って記述)

(エ) プロジェクトマネジメント上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)

(オ) プロジェクト目標の達成度(成果分析、仮説検証、中間・終了時レビュー結果の概要等)

(カ) 上位目標の達成に向けての提言

(キ) 次期活動計画(第1年次のみ)

(ク) 添付資料(和文版に添付する資料は英文でも構わない。)

① PDM(最新版、変遷経緯)

② 業務フローチャート

③ 詳細活動計画(Work Breakdown Structure (WBS)等を活用)

④ 専門家派遣実績(要員計画)(最新版)

⑤ 研修員受入れ実績

⑥ 供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)

⑦ 合同調整委員会議事録等

⑧ その他活動実績

(2) 技術協力作成資料等

コンサルタントが直接もしくはC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。なお、前者を技術協力作成資料、後者を技術協力成果資料として分類し、前者については契約業務の報告書とする。提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。

① NEEAP2 分析結果

② エネルギーデータマネジメントデータセット及びマニュアル

③ パイロット事業概要

④ EECCD 執務参考資料(マニュアル)

⑤ MOP 向け省エネ戦略及びロードマップ

⑥ MOP 石油精製プラント省エネ診断結果及びマニュアル

- ⑦ MOP 省エネ部局の執務参考資料(マニュアル)
- ⑧ その他本プロジェクトにおいて作成した能力開発のための資料

(3)コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ WBS 等
- ④ 業務フローチャート

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

2019年12月上旬より国内準備作業を開始し、2021年12月上旬までにファイナル・レポートを作成、提出する。

※ラマダンおよび第一、二イードの時期に留意して現地調査の予定を組むこと。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

(国内) 18M/M

(海外) 47M/M

(全体) 65M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、下記の担当分野を想定している。なお、上記の業務量を超えない範囲において、担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- ① 業務主任者／省エネルギー政策 (2号)
- ② エネルギーデータマネジメント (3号)
- ③ 省エネルギー戦略・制度(電力)
- ④ エネルギー診断・技術／パイロットプロジェクト(電力)
- ⑤ パイロットプロジェクト(エアコン等)
- ⑥ 省エネルギー戦略(石油)
- ⑦ 省エネルギー技術(石油) (4号)
- ⑧ エネルギー診断(石油)
- ⑨ 普及啓発
- ⑩ 能力開発／業務調整

3. 相手国の便宜供与

R/Dにて合意したとおり。

4. 貸与資料・閲覧資料

(1) 貸与資料・閲覧資料

【貸与資料】

以下の資料のコピーを資源・エネルギーグループにて貸与する。問合せ先: tel.: 03-5226-8066若しくはe-mail: ilgne@jica.go.jp)

- ・ エジプト・アラブ共和国 電力セクター情報収集・確認調査(2018年10月)
(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12321857.pdf)
- ・ Integrated Sustainable Energy Strategy to 2035, November 2015
- ・ Second: National Energy Efficiency Action Plan (NEEAP) (NEEAP2)
- ・ Egypt Oil and Gas Sector Modernization Program
- ・ Energy Balance of Egypt, CAPMAS
- ・ エジプト国 省エネルギー研修事前報告書、2017年6月
- ・ エジプト国 省エネルギー研修業務完了報告書(2017年度)
- ・ E-JUST からの協力可能技術提案

- ・ R/D (Record of Discussion)

【閲覧資料】

- ・ 「事業マネジメント・ハンドブック」
(http://open.jicareport.jica.go.jp/360/360/360_000_11882206.html)
- ・ 「キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック」
(https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/etc/pdf/200403_b.pdf)
- ・ 「キャパシティ・アセスメント・ハンドブック」
(http://open.jicareport.jica.go.jp/pdf/11900149_01.pdf)
- ・ 「コンサルタント等契約における研修・招聘実施ガイドライン」
(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>)

5. 現地再委託

第3 6. にて再委託可としている事項の他、現地再委託による実施が望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案する。

現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 調査用資機材

業務上必要な機材があれば、プロポーザルにて提案すること。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本調査については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAエジプト事務所、在エジプト日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(3) JICA内での勉強会

資源・エネルギーグループでは、より開発効果の高い協力事業を企画し実施していくため、エネルギー分野における最新課題、政策・技術動向、個別の事業における効果的な取り組み等について、組織的な知見の蓄積を推進している。本事業においても、電力及び石油多消費部門における診断方法やエネルギー利用効率向上事例の紹介、その他、今後JICAが省エネの協力を企画、実施してく上で重要な 이슈をとり上げる予定である。コンサルタントは、JICA担当からの依頼に基づき、本事業において作成する資料を活用して、JICA内勉

強会等での発表、ディスカッション等に協力する。実施回数は、3程度、時期は本事業においてそれぞれの情報が整理されるタイミング、勉強会開催等実施に必要なアレンジはJICAが行う。

(4)不正腐敗防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上